



許可番号 第07670003555号

特別管理産業廃棄物処分業許可証

住所 北九州市戸畠区大字中原46番93

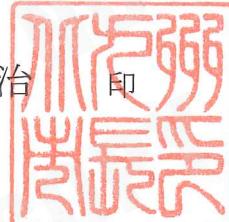
氏名 光和精鉱 株式会社

(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 加納 瞳也



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

北九州市長 北橋 健治



許可の年月日

平成 30年 6月 25日

許可の有効年月日

令和 7年 6月 24日

1 事業の範囲

別紙1のとおり

2 事業の用に供するすべての施設

別紙2のとおり

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成 5年 6月 25日	新規許可
平成 6年 1月 4日	変更許可
平成 6年 10月 5日	変更許可
平成 7年 8月 28日	変更許可
平成 9年 10月 21日	変更許可
平成 10年 6月 25日	更新許可
平成 11年 12月 8日	変更許可
平成 14年 10月 25日	変更許可

平成 15年 4月 15日	変更許可
平成 15年 6月 25日	更新許可
平成 20年 6月 25日	更新許可
平成 21年 6月 3日	変更許可
平成 25年 6月 1日	変更許可
平成 25年 6月 25日	更新許可
平成 30年 6月 25日	更新許可
令和 2年 6月 22日	変更許可

5 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 無

1 事業の範囲

事業の区分

中間処理業（焼却、塩化揮発法による金属回収、有機燐化合物の高温分解（無機化）、シアン化合物の分解、還元、原料、中和剤又は溶剤としての有効利用、ペレット製造又はセメント原料製造工程の原燃料として再生利用、抽出・洗浄・脱水、焼成）

特別管理産業廃棄物の種類

焼却

燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

汚泥（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物又は1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物若しくは1,4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。）

廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又は水銀又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物若しくは1,4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの、又は水銀又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物若しくは1,4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。）

以上 5 種類

塩化揮発法による金属回収

燃え殻（カドミウム又はその化合物又は鉛又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

汚泥（カドミウム又はその化合物又は鉛又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物若しくは鉛又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの、又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物若しくは鉛又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

鉱さい（カドミウム又はその化合物又は鉛又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

ダスト類（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物又は鉛又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上 6 種類

有機燐化合物の高温分解（無機化）

汚泥（有機燐化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又は有機燐化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの、又は有機燐化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上 3 種類

シアン化合物の分解

汚泥（シアン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又はシアン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの、又はシアン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上 3 種類

還元		
燃え殻	(六価クロム化合物を含むことにより有害なものに限る。)	
汚泥	(六価クロム化合物を含むことにより有害なものに限る。)	
廃酸	(水素付濃度指数2.0以下のもの、又は六価クロム化合物を含むことにより有害なものに限る。)	
廃アルカリ	(水素付濃度指数12.5以上のもの、又は六価クロム化合物を含むことにより有害なものに限る。)	
鉱さい	(六価クロム化合物を含むことにより有害なものに限る。)	
ダスト類	(六価クロム化合物を含むことにより有害なものに限る。)	
以上6種類		

原料、中和剤又は溶剤としての有効利用

廃酸	(水素付濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)
廃アルカリ	(水素付濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)
以上2種類	

ペレット製造又はセメント原料製造工程の原燃料として再生利用

燃え殻	(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。)
汚泥	(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、ジン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンソカルブ、ベンゼン若しくはセレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。)
廃油	(揮発油類、灯油類及び軽油類、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン若しくはベンゼンを含むことにより有害なものに限る。)
廃酸	(水素付濃度指数2.0以下のもの、又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、ジン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンソカルブ、ベンゼン若しくはセレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。)
廃アルカリ	(水素付濃度指数12.5以上のもの、又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、ジン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンソカルブ、ベンゼン若しくはセレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。)
鉱さい	(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。)
ダスト類	(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。)
以上7種類	

抽出・洗浄・脱水

燃え殻	(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。)
汚泥	(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。)
鉱さい	(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。)
ダスト類	(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。)
以上4種類	

焼成

燃え殻	(ダイキシン類を含むことにより有害なものに限る。)
汚泥	(ダイキシン類を含むことにより有害なものに限る。)
廃酸	(ダイキシン類を含むことにより有害なものに限る。)
廃アルカリ	(ダイキシン類を含むことにより有害なものに限る。)
ダスト類	(ダイキシン類を含むことにより有害なものに限る。)
以上5種類	

2 事業の用に供するすべての施設

施設の種類：焼却施設（2号焙燒炉）

特別管理産業廃棄物の種類：

- 汚泥（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマゾン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物又は1,4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。）
- 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン若しくは1,4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。）
- 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又は水銀又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマゾン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物若しくは1,4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。）
- 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの、又は水銀又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマゾン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物若しくは1,4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。）

以上4種類

設置場所：北九州市戸畠区大字中原46番93

設置年月日：昭和54年7月26日

処理能力：汚泥 1日あたり220立方メートル（24時間）
廃油 1日あたり17.2立方メートル（24時間）
廃酸 1日あたり110立方メートル（24時間）
廃アルカリ 1日あたり110立方メートル（24時間）

許可年月日：平成7年10月16日

許可番号：第報526-1号、第報526-2号、第報526-4号

施設の種類：焼却施設（4号焙燒炉）

特別管理産業廃棄物の種類：

- 汚泥（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマゾン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物又は1,4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。）
- 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン若しくは1,4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。）
- 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又は水銀又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマゾン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物若しくは1,4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。）
- 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの、又は水銀又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマゾン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物若しくは1,4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。）

以上4種類

設置場所：北九州市戸畠区大字中原46番93

設置年月日：昭和54年7月26日

処理能力：汚泥 1日あたり321立方メートル（24時間）
廃油 1日あたり17.2立方メートル（24時間）
廃酸 1日あたり160立方メートル（24時間）
廃アルカリ 1日あたり160立方メートル（24時間）

許可年月日：平成10年1月28日

許可番号：第報527-1号、第報527-2号、第報527-4号



施設の種類：焼却施設（ペレット焼成炉）

特別管理産業廃棄物の種類：

- 汚泥（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
廢油（揮発油類、灯油類及び軽油類、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン又は1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）

以上2種類

設置場所：北九州市戸畠区大字中原46番93

設置年月日：平成9年11月17日（令和2年9月8日 変更届による能力変更）

処理能力：汚泥 1日あたり19.2立方メートル（24時間）
廢油 1日あたり51.0立方メートル（24時間）

許可年月日：平成9年11月17日

許可番号：第報476-1号、第報476-2号

施設の種類：焼却施設（産廃キルン及び二次燃焼炉）

特別管理産業廃棄物の種類：

- 汚泥（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物又は1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）
廢油（揮発油類、灯油類及び軽油類、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン若しくは1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）
廢酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又は水銀又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物若しくは1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）
廢アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの、又は水銀又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物若しくは1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）

以上4種類

設置場所：北九州市戸畠区大字中原46番93

設置年月日：平成14年9月20日

処理能力：汚泥 1日あたり262立方メートル（24時間）
廢油 1日あたり112立方メートル（24時間）
廢酸 1日あたり162立方メートル（24時間）
廢アルカリ 1日あたり162立方メートル（24時間）

許可年月日：平成13年7月27日

許可番号：第315-1号、第315-2号、第315-4号



施設の種類：焼却施設（3号固定炉）

特別管理産業廃棄物の種類：

- 燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 汚泥（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チカラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物又は1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チカラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物若しくは1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- 廃酸（水素付濃度指数2.0以下のもの、又は水銀又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チカラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物若しくは1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- 廃アルカリ（水素付濃度指数12.5以上のもの、又は水銀又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チカラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物若しくは1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）

以上5種類

設置場所：北九州市戸畠区大字中原46番93

設置年月日：令和2年2月28日

処理能力：燃え殻 1日あたり7.5トン（24時間）

汚泥 1日あたり6.6立方メートル（24時間）

廃油 1日あたり6.6立方メートル（24時間）

廃酸 1日あたり6.6立方メートル（24時間）

廃アルカリ 1日あたり6.6立方メートル（24時間）

許可年月日：令和元年11月20日

許可番号：第600-1号、第600-2号、第600-5号

施設の種類：焼却施設（4号固定炉）

特別管理産業廃棄物の種類：

- 燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 汚泥（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チカラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物又は1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チカラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物若しくは1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- 廃酸（水素付濃度指数2.0以下のもの、又は水銀又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チカラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物若しくは1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- 廃アルカリ（水素付濃度指数12.5以上のもの、又は水銀又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チカラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物若しくは1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）

以上5種類

設置場所：北九州市戸畠区大字中原46番93

設置年月日：令和2年2月28日

処理能力：燃え殻 1日あたり7.5トン（24時間）

汚泥 1日あたり6.6立方メートル（24時間）

廃油 1日あたり6.6立方メートル（24時間）

廃酸 1日あたり6.6立方メートル（24時間）

廃アルカリ 1日あたり6.6立方メートル（24時間）

許可年月日：令和元年11月20日

許可番号：第601-1号、第601-2号、第601-5号



施設の種類：焼却施設（2号固定炉）（令和2年10月8日 変更届による施設追加）

特別管理産業廃棄物の種類：

- 燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 汚泥（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマゾン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物又は1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン若しくは1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又は水銀又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマゾン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物若しくは1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの、又は水銀又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマゾン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物若しくは1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）

以上5種類

設置場所：北九州市戸畠区大字中原46番93

設置年月日：令和2年10月7日

処理能力：燃え殻 1日あたり8.7トン（24時間）
汚泥 1日あたり7.6立方メートル（24時間）
廃油 1日あたり7.6立方メートル（24時間）
廃酸 1日あたり7.6立方メートル（24時間）
廃アルカリ 1日あたり7.6立方メートル（24時間）

許可年月日：令和元年11月20日

許可番号：第599-1号、第599-2号、第599-5号

施設の種類：塩化揮発法による金属回収

特別管理産業廃棄物の種類：

燃え殻（カドミウム又はその化合物又は鉛又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

汚泥（カドミウム又はその化合物又は鉛又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物若しくは鉛又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの、又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物若しくは鉛又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

鉱さい（カドミウム又はその化合物又は鉛又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

ダスト類（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物又は鉛又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上6種類

設置場所：北九州市戸畠区大字中原46番93

設置年月日：平成5年6月25日（令和2年10月8日 変更届による能力変更）

処理能力：燃え殻 1日あたり1124トン（24時間）
汚泥 1日あたり843立方メートル（24時間）
廃酸 1日あたり452立方メートル（24時間）
廃アルカリ 1日あたり452立方メートル（24時間）
鉱さい 1日あたり803トン（24時間）
ダスト類 1日あたり822トン（24時間）



施設の種類：有機燐化合物の高温分解（無機化）施設（2号焙焼炉）

特別管理産業廃棄物の種類：

汚泥（有機燐化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸（水素付濃度指数2.0以下のもの、又は有機燐化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素付濃度指数12.5以上のもの、又は有機燐化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上3種類

設置場所：北九州市戸畠区大字中原46番93

設置年月日：昭和54年7月26日

処理能力：汚泥 1日あたり220立方メートル（24時間）

廃酸 1日あたり110立方メートル（24時間）

廃アルカリ 1日あたり110立方メートル（24時間）

施設の種類：有機燐化合物の高温分解（無機化）施設（4号焙焼炉）

特別管理産業廃棄物の種類：

汚泥（有機燐化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸（水素付濃度指数2.0以下のもの、又は有機燐化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素付濃度指数12.5以上のもの、又は有機燐化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上3種類

設置場所：北九州市戸畠区大字中原46番93

設置年月日：昭和54年7月26日

処理能力：汚泥 1日あたり321立方メートル（24時間）

廃酸 1日あたり160立方メートル（24時間）

廃アルカリ 1日あたり160立方メートル（24時間）

施設の種類：有機燐化合物の高温分解（無機化）施設（産廃キルン及び二次燃焼炉）

特別管理産業廃棄物の種類：

汚泥（有機燐化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸（水素付濃度指数2.0以下のもの、又は有機燐化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素付濃度指数12.5以上のもの、又は有機燐化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上3種類

設置場所：北九州市戸畠区大字中原46番93

設置年月日：平成14年9月20日

処理能力：汚泥 1日あたり262立方メートル（24時間）

廃酸 1日あたり162立方メートル（24時間）

廃アルカリ 1日あたり162立方メートル（24時間）

施設の種類：有機燐化合物の高温分解（無機化）施設（3号固定炉）

特別管理産業廃棄物の種類：

汚泥（有機燐化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸（水素付濃度指数2.0以下のもの、又は有機燐化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素付濃度指数12.5以上のもの、又は有機燐化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上3種類

設置場所：北九州市戸畠区大字中原46番93

設置年月日：令和2年3月2日

処理能力：汚泥 1日あたり6.6立方メートル（24時間）

廃酸 1日あたり6.6立方メートル（24時間）

廃アルカリ 1日あたり6.6立方メートル（24時間）

施設の種類：有機燐化合物の高温分解（無機化）施設（4号固定炉）

特別管理産業廃棄物の種類：

汚泥（有機燐化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又は有機燐化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの、又は有機燐化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上3種類

設置場所：北九州市戸畠区大字中原46番93

設置年月日：令和2年3月2日

処理能力：汚泥 1日あたり6.6立方メートル（24時間）

廃酸 1日あたり6.6立方メートル（24時間）

廃アルカリ 1日あたり6.6立方メートル（24時間）

施設の種類：有機燐化合物の高温分解（無機化）施設（2号固定炉）（令和2年10月8日
変更届による施設追加）

特別管理産業廃棄物の種類：

汚泥（有機燐化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又は有機燐化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの、又は有機燐化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上3種類

設置場所：北九州市戸畠区大字中原46番93

設置年月日：令和2年10月7日

処理能力：汚泥 1日あたり7.6立方メートル（24時間）

廃酸 1日あたり7.6立方メートル（24時間）

廃アルカリ 1日あたり7.6立方メートル（24時間）

施設の種類：シアン化合物の分解施設（2号焙焼炉）

特別管理産業廃棄物の種類：

汚泥（シアン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又はシアン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの、又はシアン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上3種類

設置場所：北九州市戸畠区大字中原46番93

設置年月日：昭和54年7月26日

処理能力：汚泥 1日あたり220立方メートル（24時間）

廃酸 1日あたり110立方メートル（24時間）

廃アルカリ 1日あたり110立方メートル（24時間）

許可年月日：昭和54年7月26日

許可番号：第140-2号

施設の種類：シアン化合物の分解施設（4号焙焼炉）

特別管理産業廃棄物の種類：

汚泥（シアン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又はシアン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの、又はシアン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上3種類

設置場所：北九州市戸畠区大字中原46番93

設置年月日：昭和54年7月26日

処理能力：汚泥 1日あたり321立方メートル（24時間）

廃酸 1日あたり160立方メートル（24時間）

廃アルカリ 1日あたり160立方メートル（24時間）

許可年月日：昭和54年7月26日

許可番号：第141号

施設の種類：シアン化合物の分解施設（産廃キルン及び二次燃焼炉）

特別管理産業廃棄物の種類：

廃酸（シアン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（シアン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上2種類

設置場所：北九州市戸畠区大字中原46番93

設置年月日：平成22年1月5日

処理能力：廃酸 1日あたり7.8立方メートル（24時間）

廃アルカリ 1日あたり7.8立方メートル（24時間）

許可年月日：平成21年11月25日

許可番号：第521号

施設の種類：シアン化合物の分解施設（3号固定炉）（令和2年3月2日 変更届による
施設追加）

特別管理産業廃棄物の種類：

汚泥（シアン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸（シアン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（シアン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上3種類

設置場所：北九州市戸畠区大字中原46番93

設置年月日：令和2年2月28日

処理能力：汚泥 1日あたり6.6立方メートル（24時間）

廃酸 1日あたり6.6立方メートル（24時間）

廃アルカリ 1日あたり6.6立方メートル（24時間）

許可年月日：令和元年11月20日

許可番号：第600-4号

施設の種類：シアン化合物の分解施設（4号固定炉）（令和2年3月2日 変更届による
施設追加）

特別管理産業廃棄物の種類：

汚泥（シアン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸（シアン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（シアン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上3種類

設置場所：北九州市戸畠区大字中原46番93

設置年月日：令和2年2月28日

処理能力：汚泥 1日あたり6.6立方メートル（24時間）

廃酸 1日あたり6.6立方メートル（24時間）

廃アルカリ 1日あたり6.6立方メートル（24時間）

許可年月日：令和元年11月20日

許可番号：第601-4号

施設の種類：シアン化合物の分解施設（2号固定炉）（令和2年10月8日 変更届による
施設追加）

特別管理産業廃棄物の種類：

汚泥（シアン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸（シアン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（シアン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上3種類

設置場所：北九州市戸畠区大字中原46番93

設置年月日：令和2年10月7日

処理能力：汚泥 1日あたり7.6立方メートル（24時間）

廃酸 1日あたり7.6立方メートル（24時間）

廃アルカリ 1日あたり7.6立方メートル（24時間）

許可年月日：令和元年11月20日

許可番号：第599-4号



施設の種類：還元施設（2号焙焼炉）

特別管理産業廃棄物の種類：

燃え殻（六価クロム化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

汚泥（六価クロム化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸（水素付_n濃度指数2.0以下のもの、又は六価クロム化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素付_n濃度指数12.5以上のもの、又は六価クロム化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

鉱さい（六価クロム化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

ダスト類（六価クロム化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上6種類

設置場所：北九州市戸畠区大字中原46番93

設置年月日：昭和54年7月26日

処理能力：燃え殻 1日あたり220トン（24時間）

汚泥 1日あたり220立方メートル（24時間）

廃酸 1日あたり110立方メートル（24時間）

廃アルカリ 1日あたり110立方メートル（24時間）

鉱さい 1日あたり220トン（24時間）

ダスト類 1日あたり220トン（24時間）

施設の種類：還元施設（4号焙焼炉）

特別管理産業廃棄物の種類：

燃え殻（六価クロム化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

汚泥（六価クロム化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸（水素付_n濃度指数2.0以下のもの、又は六価クロム化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素付_n濃度指数12.5以上のもの、又は六価クロム化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

鉱さい（六価クロム化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

ダスト類（六価クロム化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上6種類

設置場所：北九州市戸畠区大字中原46番93

設置年月日：昭和54年7月26日

処理能力：燃え殻 1日あたり321トン（24時間）

汚泥 1日あたり321立方メートル（24時間）

廃酸 1日あたり160立方メートル（24時間）

廃アルカリ 1日あたり160立方メートル（24時間）

鉱さい 1日あたり321トン（24時間）

ダスト類 1日あたり321トン（24時間）

施設の種類：還元施設（3号固定炉）

特別管理産業廃棄物の種類：

燃え殻（六価クロム化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

汚泥（六価クロム化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸（水素付_n濃度指数2.0以下のもの、又は六価クロム化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素付_n濃度指数12.5以上のもの、又は六価クロム化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上4種類

設置場所：北九州市戸畠区大字中原46番93

設置年月日：令和2年3月2日

処理能力：燃え殻 1日あたり7.5トン（24時間）

汚泥 1日あたり6.6立方メートル（24時間）

廃酸 1日あたり6.6立方メートル（24時間）

廃アルカリ 1日あたり6.6立方メートル（24時間）



施設の種類：還元施設（4号固定炉）

特別管理産業廃棄物の種類：

燃え殻（六価クロム化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

汚泥（六価クロム化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸（水素付濃度指数2.0以下のもの、又は六価クロム化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素付濃度指数12.5以上のもの、又は六価クロム化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上4種類

設置場所：北九州市戸畠区大字中原46番93

設置年月日：令和2年3月2日

処理能力：燃え殻 1日あたり7.5トン（24時間）

汚泥 1日あたり6.6立方メートル（24時間）

廃酸 1日あたり6.6立方メートル（24時間）

廃アルカリ 1日あたり6.6立方メートル（24時間）

施設の種類：還元施設（2号固定炉）（令和2年10月8日 変更届による施設追加）

特別管理産業廃棄物の種類：

燃え殻（六価クロム化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

汚泥（六価クロム化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸（水素付濃度指数2.0以下のもの、又は六価クロム化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素付濃度指数12.5以上のもの、又は六価クロム化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上4種類

設置場所：北九州市戸畠区大字中原46番93

設置年月日：令和2年10月8日

処理能力：燃え殻 1日あたり8.7トン（24時間）

汚泥 1日あたり7.6立方メートル（24時間）

廃酸 1日あたり7.6立方メートル（24時間）

廃アルカリ 1日あたり7.6立方メートル（24時間）

施設の種類：原料、中和剤又は溶剤としての有効利用施設（廃酸処理施設）

特別管理産業廃棄物の種類：

廃酸（水素付濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

以上1種類

設置場所：北九州市戸畠区大字中原46番93

設置年月日：昭和47年11月20日

処理能力：1日あたり36立方メートル（24時間）

施設の種類：原料、中和剤又は溶剤としての有効利用施設（メタル回収施設）

特別管理産業廃棄物の種類：

廃酸（水素付濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

廃アルカリ（水素付濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

以上2種類

設置場所：北九州市戸畠区大字中原46番93

設置年月日：平成9年11月27日

処理能力：廃酸 1日あたり408立方メートル（24時間）

廃アルカリ 1日あたり408立方メートル（24時間）

施設の種類：原料、中和剤又は溶剤としての有効利用施設（飛灰処理施設）

特別管理産業廃棄物の種類：

廃酸（水素付濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

以上1種類

設置場所：北九州市戸畠区大字中原46番93

設置年月日：平成18年12月5日

処理能力：1日あたり98立方メートル（24時間）



施設の種類：ペレット製造又はセメント原料製造工程の原燃料としての再生利用施設

特別管理産業廃棄物の種類：

- 燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 汚泥（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、ジアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 油（揮発油類、灯油類及び軽油類、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン若しくはベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、ジアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの、又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、ジアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 鉱さい（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ダスト類（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上7種類

設置場所：北九州市戸畠区大字中原46番93

設置年月日：平成5年6月25日（令和2年10月8日 変更届による能力変更）

処理能力	燃え殻	1日あたり1342トン（24時間）
	汚泥	1日あたり1061立方メートル（24時間）
	廃油	1日あたり218立方メートル（24時間）
	廃酸	1日あたり1006立方メートル（24時間）
	廃アルカリ	1日あたり860立方メートル（24時間）
	鉱さい	1日あたり1021トン（24時間）
	ダスト類	1日あたり1031トン（24時間）

施設の種類：抽出・洗浄・脱水施設（土壤処理施設）

特別管理産業廃棄物の種類：

- 燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 汚泥（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 鉱さい（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ダスト類（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上4種類

設置場所：北九州市戸畠区大字中原46番93

設置年月日：平成11年12月8日

処理能力	燃え殻	1日あたり120トン（24時間）
	汚泥	1日あたり120立方メートル（24時間）
	鉱さい	1日あたり120トン（24時間）
	ダスト類	1日あたり120トン（24時間）

許可年月日：平成11年8月24日

許可番号：第311号



施設の種類：抽出・洗浄・脱水施設（No. 1 飛灰処理施設）

特別管理産業廃棄物の種類：

燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。）

汚泥（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。）

鉱さい（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。）

ダスト類（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。）

以上4種類

設置場所：北九州市戸畠区大字中原46番93

設置年月日：平成19年4月27日

処理能力：燃え殻 1日あたり49.4トン（24時間）

汚泥 1日あたり49.4立方メートル（24時間）

鉱さい 1日あたり49.4トン（24時間）

ダスト類 1日あたり44.8トン（24時間）

許可年月日：平成17年3月22日

許可番号：第375号

施設の種類：抽出・洗浄・脱水施設（No. 2 飛灰処理施設）

特別管理産業廃棄物の種類：

燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。）

汚泥（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。）

鉱さい（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。）

ダスト類（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。）

以上4種類

設置場所：北九州市戸畠区大字中原46番93

設置年月日：平成19年4月27日

処理能力：燃え殻 1日あたり49.4トン（24時間）

汚泥 1日あたり49.4立方メートル（24時間）

鉱さい 1日あたり49.4トン（24時間）

ダスト類 1日あたり44.8トン（24時間）

許可年月日：平成17年3月22日

許可番号：第376号

施設の種類：焼成施設（産廃キルン及び二次燃焼炉）

特別管理産業廃棄物の種類：

燃え殻（ダイキシン類を含むことにより有害なものに限る。）

汚泥（ダイキシン類を含むことにより有害なものに限る。）

廃酸（ダイキシン類を含むことにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（ダイキシン類を含むことにより有害なものに限る。）

ダスト類（ダイキシン類を含むことにより有害なものに限る。）

以上5種類

設置場所：北九州市戸畠区大字中原46番93

設置年月日：平成14年10月25日

処理能力：燃え殻 1日あたり482トン（24時間）

汚泥 1日あたり223立方メートル（24時間）

廃酸 1日あたり112立方メートル（24時間）

廃アルカリ 1日あたり112立方メートル（24時間）

ダスト類 1日あたり482トン（24時間）

許可年月日：平成13年7月27日

許可番号：第315-1号、第315-4号

以下余白